



第119回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

開催日現在の状況に応じて、感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様にはマスク着用等をお願いする場合がございます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合、並びに当日の運営につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.azumaship.co.jp/>) においてお知らせいたします。

開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ 3階
Fタワープラザホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2020年6月25日（木）午後5時15分まで
※詳細につきましては、2・3頁をご参照ください。

目次

第119回定時株主総会招集ご通知…………… 1 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件…………… 4
- 第2号議案 取締役11名選任の件 …… 5
- 第3号議案 監査役1名選任の件…………… 12

招集ご通知添付書類

- 事業報告…………… 13
- 連結計算書類…………… 32
- 計算書類…………… 36
- 監査報告書…………… 41

▶第119回定時株主総会におきまして、お土産の配付は予定しておりません。何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

東 海 運 株 式 会 社

証券コード：9380

証券コード：9380
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番12号
東 海 運 株 式 会 社
代表取締役社長 長 島 康 雄

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日(木曜日)午後5時15分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ3階 Fタワープラザホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 (1) 第119期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第119期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁に記載の行使期限までに到着するようにご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

3 頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、前頁に記載の行使期限までに議決権を行使してください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきまして、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.azumaship.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

・連結計算書類の「連結注記表」

・計 算 書 類 の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載しております各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。
- ◎ 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.azumaship.co.jp/>）において掲載させていただきます。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

[議決権行使ウェブサイトURL] ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2020年6月25日（木曜日）午後5時15分までに行使されますようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといいたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料等）は、株主様のご負担となります。

3. 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

- (1) パスワードは行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コード及びパスワードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせについて

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話]0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
①証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
②証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話]0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、安定的な配当の維持、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当金につきましては、1株当たり3円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、すでにお支払いしております中間配当金2円を含め、1株当たり5円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額 85,020,981円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案

取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（11名）の任期が満了いたします。
つきましては、社外取締役2名を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		地位	担当等
1	ながしま 長島	やすお 康雄	再任	代表取締役社長 監査部管掌
2	まえだ 前田	やすひこ 安彦	再任	取締役 常務執行役員 社長補佐、 東京陸運事業部担当
3	きくち 菊池	なおき 直樹	再任	取締役 常務執行役員 営業本部長、海外企画部担当
4	やなぎだ 柳田	しょういち 祥一	再任	取締役 常務執行役員 京浜事業部、中部事業部担当
5	しば 斯波	のぶひろ 伸宏	再任	取締役 常務執行役員 人事部、経理部、 関東事業部担当
6	おきくら 沖倉	さかえ 栄	再任	取締役 常務執行役員 近畿港運株式会社 代表取締役社長
7	まつい 松井	しんすけ 伸介	再任	取締役執行役員 海運事業部、九州事業部担当
8	おぐま 小熊	けいじ 佳司	再任	取締役執行役員 京浜事業部長
9	なかやま 中山	のりあき 典昭	再任	取締役執行役員 企画管理部、 コンプライアンス統括部担当
10	いやどみ 彌富	ゆうこ 悠子	再任	社外 独立 取締役
11	おおすぎ 大杉	ひでお 秀雄	再任	社外 独立 取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	ながしま やすお 長島 康雄 (1956年10月19日)	1979年 4 月 当社入社 2008年 6 月 当社経理部長 2011年 6 月 当社執行役員国内営業部長 2012年 4 月 当社執行役員営業推進部長 2013年 4 月 当社常務執行役員 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員 2017年 4 月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 【管掌】 監査部	44,300株
		[取締役候補者とした理由] 当社の財務・会計部門、事業部門及び営業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2013年より当社取締役常務執行役員に就任し、2017年 4 月より代表取締役社長に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。	
2	まえだ やすひこ 前田 安彦 (1956年12月 6 日)	1979年 4 月 当社入社 2007年10月 当社営業推進部長 2008年 6 月 当社海運事業部長 2012年 4 月 当社執行役員海運事業部長 2013年 4 月 当社常務執行役員海運事業部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員海運事業部長 2014年 7 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 社長補佐、東京陸運事業部	20,840株
		[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門、営業部門及び海外現地法人の経営において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2013年より当社取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。	

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	きく ち なお き 菊 池 直 樹 (1957年6月8日)	1981年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社執行役員九州事業部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員九州事業部長 2016年 4 月 当社取締役執行役員物流営業部長 2017年 4 月 当社取締役執行役員営業本部長 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現在に至る) 【担当】 海外企画部	5,180株
	[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門、海外部門及び営業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2015年、当社取締役執行役員に就任し、2018年4月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。		
4	やなぎ だ しょう いち 柳 田 祥 一 (1959年1月31日)	1981年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社執行役員京浜事業部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員京浜事業部長 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 京浜事業部、中部事業部	17,000株
	[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2015年、当社取締役執行役員に就任し、2018年4月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	し ば のぶ ひろ 斯波 伸 宏 (1959年2月2日)	1983年 4 月 当社入社 2011年10月 当社環境営業部長 2013年 4 月 当社執行役員東京陸運事業部長 2014年 4 月 当社執行役員関東事業部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 人事部、経理部、関東事業部	3,000株
		[取締役候補者とした理由] 当社の財務・会計部門、事業部門及び営業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2017年、当社取締役執行役員に就任し、2019年4月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。	
6	おき くら さかえ 沖 倉 栄 (1958年8月31日)	1981年 4 月 当社入社 2014年10月 当社物流営業部長 2015年 4 月 当社執行役員物流営業部長 2016年 6 月 当社執行役員 2018年 6 月 当社取締役執行役員 2020年 4 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 近畿港運株式会社代表取締役社長	4,984株
		[取締役候補者とした理由] 当社の営業部門、海外部門及び子会社の経営において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年、当社取締役執行役員に就任し、2020年4月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。	

候補者 番 号	氏 年 月 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
7	まつ い しん すけ 松 井 伸 介 (1963年10月20日)	1988年 4 月 当社入社 2008年10月 当社環境事業室長 2010年 7 月 当社営業企画部長 2016年 4 月 当社九州事業部長 2017年 4 月 当社執行役員九州事業部長 2018年 4 月 当社執行役員海運事業部長 2018年 6 月 当社取締役執行役員海運事業部長 2019年10月 当社取締役執行役員 (現在に至る) 【担当】 海運事業部、九州事業部	5,161株
		[取締役候補者とした理由] 当社の営業部門及び事業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年より当社取締役執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。	
8	お ぐま けい じ 小 熊 佳 司 (1960年 9月11日)	1984年 4 月 当社入社 2011年 6 月 関東エアーカーゴ株式会社代表取締役社長 2016年 4 月 当社中部事業部長 2017年 4 月 当社執行役員中部事業部長 2018年 4 月 当社執行役員京浜事業部長 2018年 6 月 当社取締役執行役員京浜事業部長 (現在に至る)	10,786株
		[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門及び子会社の経営において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年より当社取締役執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	なか やま のり あき 中山典昭 (1959年7月5日)	1982年4月 小野田セメント株式会社入社 2015年4月 太平洋セメント株式会社 セメント事業本部管理部長 2017年4月 当社入社 当社経営戦略部長 2018年4月 当社執行役員経営戦略部長 2019年4月 当社執行役員企画管理部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画管理部長 2020年4月 当社取締役執行役員 (現在に至る) 【担当】 企画管理部、コンプライアンス統括部	5,000株
	[取締役候補者とした理由] 太平洋セメント株式会社の営業部門及び管理部門並びに当社の管理部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2019年より当社取締役執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。		
10	いや ども ゆう こ 彌富悠子 (1945年2月4日)	1984年4月 弁護士登録 加嶋法律事務所入所 (現在に至る) 2015年6月 当社取締役 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 弁護士	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 長年にわたる弁護士活動を通して、企業法務と経営実務に関する幅広い見識を有するとともに、2015年より当社社外取締役に就任しております。引き続き、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1 1	おお すぎ ひで お 大 杉 秀 雄 (1946年6月19日)	1975年 3 月 公認会計士登録 2010年 7 月 公認会計士大杉秀雄事務所開業 (現在に至る) 2016年 6 月 当社取締役 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 公認会計士	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 長年にわたる公認会計士としての豊富な業務経験を通して、企業財務及び会計に関する幅広い見識を有するとともに、2016年より当社社外取締役に就任しております。引き続き、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1.候補者沖倉栄が代表取締役社長を務める近畿港運株式会社と当社は、取引関係があるとともに、港湾運送事業等において競業関係にあります。
- 2.他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 3.候補者沖倉栄は、2020年6月26日開催予定の近畿港運株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社代表取締役社長を退任する予定であります。
- 4.候補者彌富悠子氏及び大杉秀雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、彌富悠子氏及び大杉秀雄氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
- 5.候補者彌富悠子氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年であります。
- 6.候補者大杉秀雄氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。
- 7.候補者彌富悠子氏につきましては、業務上使用している氏名であり、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は伊藤悠子氏であります。
- 8.当社と候補者彌富悠子氏及び大杉秀雄氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、600万円又は同法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額に限定するものとしております。
- また、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとしております。
- 両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役松本一朗氏の任期が満了いたします。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案が承認可決されま
すと、在任中の監査役を含め4名となります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
【新任】 おお た こう さく 大 田 耕 作 (1956年10月20日)	1980年 4 月 小野田セメント株式会社入社 2011年 4 月 太平洋セメント株式会社九州支店長 2013年 4 月 同社東京支店長 2015年 4 月 同社中国支店長 2016年 4 月 村本商事株式会社代表取締役副社長 2016年11月 パシフィック保険サービス株式会社顧問 2017年 6 月 同社代表取締役社長 (現在に至る)	0株
[社外監査役候補者とした理由] 太平洋セメント株式会社の事業部門における豊富な経験に加え、村本商事株式会社及びパシフィック保険サービス株式会社において、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1.候補者大田耕作氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.候補者大田耕作氏は、2020年6月25日開催予定のパシフィック保険サービス株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社代表取締役社長を退任する予定であります。
 3.候補者大田耕作氏は、社外監査役候補者であります。本定時株主総会で就任が承認された場合は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出る予定であります。
 4.当社は、候補者大田耕作氏が社外監査役に就任された場合、同氏と会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。
 同契約の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、600万円又は同法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額に限定するものとしております。
 また、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとしております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善傾向で推移していた中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、不安定な状況で推移しました。

物流業界では、人手不足を背景とした省力化・合理化関連の設備投資の需要は安定して推移したものの、機械投資に一部弱さがみられるなど生産関連貨物は総じて低調に推移しました。また、関連予算の執行により公共投資は底堅く推移したものの、住宅投資が減少傾向で推移した影響により、建設関連貨物は弱い荷動きとなりました。

また、国際貨物輸送では、輸出は、中国をはじめとする海外における生産活動が縮小していること等を受け、中国向けを中心に減少しました。輸入は、消費者マインドの動きに足踏みがみられる他、海外からの供給制約の影響により減少傾向で推移しました。

このような環境の下、当社グループは、『次の100年に向け、「挑戦」を続ける新たな社風を作り上げるため、意識改革とその土台作りを着実に実行する「3年間」とする』ことを基本方針とした中期経営計画『Azuma Challenge Next100 ～新たな100年へ～』の2年目として(1)企業風土の変革、(2)グループ営業力の強化、(3)6事業領域の充実という3つのグループ重点課題に基づき、企業価値の向上を目指した施策にグループ一丸となって取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の当社グループ営業収益は、4 2 0 億5 百万円と前期に比べ2 千9 百万円(0.1%)の増収となり、営業利益は4 億4 千2 百万円と前期に比べ2 億9 百万円(32.2%)の減益、経常利益は4 億8 千7 百万円と前期に比べ2 億3 千1 百万円(32.2%)の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、2 億7 千2 百万円と前期に比べ5 千3 百万円(16.4%)の減益となりました。

当期における事業別の概況は、次のとおりです。

<物流事業>

物流事業部門におきましては、国際貨物について、中国国内における生産活動が停滞した影響等により、日用雑貨品等をはじめとする輸入数量が一時的に減少したものの、海上コンテナの取扱量は微増となりました。しかしながら、コンテナヤードの改修工事や度重なる台風等の影響もあり蔵置スペースが逼迫し、他社施設使用に伴い作業費用も増加しました。ロシア・中央アジア関連貨物については、ロシア経済が減速傾向となっているものの、消費財関連貨物をはじめとするロシア向けコンテナ輸送量は微増となりました。また、鉱物資源の需要の高まりによりロシア・中央アジア向けの生産関連貨物の取扱量が増加しました。

また、国内貨物につきましては、住宅投資が減少傾向で推移したこと等を受け、鉄鋼製品・外壁材をはじめとする建材関連貨物が低調な荷動きとなり、カーフェリー輸送や陸上輸送において、取扱量が減少しました。

これらの結果、物流事業の営業収益は、298億8千2百万円と前期に比べ5億5千9百万円（1.8%）の減収となりました。

<海運事業>

海運事業部門におきましては、東京オリンピック・パラリンピック関連需要がピークアウトしたことにより、セメント船・内航一般貨物船の取扱量が減少しました。外航船については、2019年2月より粉体船が契約終了となり、1隻減船した影響を受け取扱量が減少した一方で、2019年7月から新規貨物の輸送を開始したことにより外航一般貨物船の取扱量は増加しました。海運事業全体の取扱量は減少しましたが、内航一般貨物船の効率的な配船、港費及び燃料費等の費用削減に努めました。

これらの結果、海運事業の営業収益は、114億2千3百万円と前期に比べ5億5千5百万円（5.1%）の増収となりました。

<不動産事業>

不動産事業部門におきましては、保有資産の適正な維持管理を行いました。

これらの結果、不動産事業の営業収益は、4億2千3百万円と前期に比べ5百万円（1.3%）の増収となりました。

＜その他事業＞

その他事業部門におきましては、植物工場における増産体制を構築するとともに、安定生産に向けて生育環境の改善を図ったことにより、前期に比べミニトマトの収穫量が増加しました。また、継続して業務改善、従業員のスキル向上及び販路拡大に向けた取り組みを行いました。

これらの結果、その他事業の営業収益は、２億７千６百万円と前期に比べ２千７百万円（11.0％）の増収となりました。

事業別の営業収益及び構成比は、次のとおりです。

事業別	営業収益	構成比
物流事業	29,882百万円	71.1％
海運事業	11,423百万円	27.2％
不動産事業	423百万円	1.0％
その他事業	276百万円	0.7％
合計	42,005百万円	100.0％

(2) 設備投資等の状況

当期は、倉庫の拡充や改修による機能強化、貨物自動車をはじめとした輸送設備・荷役機器等の購入等を実施いたしました。

これらの総額は、２５億６千３百万円であり、自己資金及び借入金で賄いました。

次期の主な設備投資としては、倉庫機能の強化、輸送設備・荷役機器のリース等及び船舶の改修を予定しております。

(3) 資金調達の状況

当期は、長期借入金、短期借入金及び長期末払金により５０億５千４百万円を資金調達いたしました。

一方、長期借入金、短期借入金及び長期末払金を４４億４千４百万円返済いたしました。

この結果、当社グループの連結有利子負債残高は、１０１億７千３百万円と前期に比べ６億９百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

2020年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念され、不透明な状況で推移するものと予想されます。

当社グループを取り巻く事業環境におきましても、企業の生産・販売活動の縮小による貨物の減少と競争の激化など、極めて厳しい状況の継続が懸念されます。

このような事業環境の下、当社グループでは、『将来のありたい姿』として、市場と顧客に選ばれる企業になるために、(1) 環境変化への適応、(2) 最新技術の取込み、(3) 事業領域の拡大の3つを長期的な課題であるとの認識のもと、次の100年に向けて、「挑戦」を続ける新たな社風を作り上げるため、意識改革とその土台作りを着実に実行する「3年間」とすることを掲げた中期経営計画『Azuma Challenge Next100 ～新たな100年へ～』の最終年度として(1) 企業風土の変革、(2) グループ営業力の強化、(3) 6事業領域の充実の3つをグループ重点課題として掲げ、企業価値の向上を目指して更なる飛躍に挑戦します。

具体的には、次のとおりです。

中期経営計画『Azuma Challenge Next100 ～新たな100年へ～』

1. 基本方針

次の100年に向け、「挑戦」を続ける新たな社風を作り上げるため、意識改革とその土台作りを着実に実行する「3年間」とします。

2. グループ重点課題

(1) 企業風土の変革 ～従業員が幸せを感じる企業～

- ▶ 労働環境の向上
- ▶ 人財育成
- ▶ 管理コストの削減
- ▶ 新たな社風への土台作り

(2) グループ営業力の強化 ～拡大注力・成長育成事業の国内外連携による収益拡大～

- ▶ 倉庫・不動産（拡大注力事業）の拠点拡大
- ▶ 海外事業（拡大注力事業）の収益拡大
- ▶ 環境関連事業領域（成長育成事業）の確立
- ▶ 新規事業（成長育成事業）の創出

(3) 6事業領域の充実 ～事業領域別戦略実行による事業基盤の維持拡大～

- ▶ 海上輸送事業領域：重要顧客の商権確保
- ▶ 港湾事業領域：重要顧客の商権確保
- ▶ 国際輸送事業領域：収益拡大策の実施
- ▶ 倉庫・不動産事業領域：稼働率の向上
- ▶ 陸上輸送事業領域：採算性の追求
- ▶ 環境関連事業領域：事業拡大の為の体制整備

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第116期	2017年度 第117期	2018年度 第118期	2019年度 第119期(当期)
営 業 収 益	38,070百万円	40,938百万円	41,976百万円	42,005百万円
経 常 利 益	761百万円	792百万円	718百万円	487百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	505百万円	549百万円	325百万円	272百万円
1株当たり当期純利益	18.16円	19.75円	11.72円	9.80円
純 資 産	14,973百万円	15,208百万円	15,066百万円	14,988百万円
総 資 産	35,750百万円	36,279百万円	35,756百万円	36,030百万円
1株当たり純資産額	533.42円	544.89円	539.89円	537.06円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第118期の期首から適用しており、第117期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第116期	2017年度 第117期	2018年度 第118期	2019年度 第119期(当期)
営 業 収 益	32,008百万円	34,618百万円	34,863百万円	35,498百万円
経 常 利 益	690百万円	791百万円	614百万円	422百万円
当 期 純 利 益	404百万円	593百万円	178百万円	242百万円
1株当たり当期純利益	14.54円	21.32円	6.41円	8.70円
純 資 産	13,353百万円	13,763百万円	13,491百万円	13,349百万円
総 資 産	30,265百万円	30,944百万円	30,627百万円	31,359百万円
1株当たり純資産額	480.17円	494.91円	485.12円	480.02円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第118期の期首から適用しており、第117期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
近 畿 港 運 株 式 会 社	40百万円	96.7%	港 湾 運 送 業
イースタンマリンシステム株式会社	50百万円	100%	船 舶 貸 渡 業
豊 前 久 保 田 海 運 株 式 会 社	10百万円	100%	内 航 海 運 業
アヅマ・ロジテック株式会社	100百万円	100%	貨 物 自 動 車 運 送 事 業
関 東 エ ア ー カ ー ゴ 株 式 会 社	30百万円	100%	貨 物 自 動 車 運 送 事 業
A Z M M A R I N E S . A .	1,000USドル	100%	外 航 海 運 業
タンデム・ジャパン株式会社	50百万円	51.0%	国 際 複 合 一 貫 輸 送 業
東華貨運代理（青島）有限公司	930万人民幣元	100%	国 際 貨 物 輸 送 代 理 業

(注) 東華貨運代理（青島）有限公司は、2019年6月に200万人民幣元の増資を行い、その全額を当社が引き受けております。

(7) 主要な事業内容

① 物流事業

港 湾 運 送 業	海運貨物の受渡、港湾荷役、艀運送及び荷捌保管業務
陸 上 運 送 業	一般貨物自動車、大型トレーラ車、バラセメント車等による 貨物の運送及びコンテナ輸送並びに引越業務
倉 庫 業	寄託貨物の倉庫における保管業務
倉庫・工場内作業請負業	得意先の倉庫・工場内における貨物の保管、移動、梱包及び 搬出入業務
通 関 業	輸出入貨物の税関に対する通関手続代行業務
航 空 貨 物 取 扱 業	航空貨物の集貨、受渡などの取扱業務
船 舶 代 理 店 業	内外船社の運航及び集貨の代理店業務
国際複合一貫輸送業	輸出入貨物の海外一貫輸送の取扱業務

② 海運事業

海 運 業	セメント専用船並びに一般貨物船による内航及び外航輸送業務
-------	------------------------------

③ 不動産事業

不 動 産 業	不動産の賃貸業務
---------	----------

④ その他事業

農産物生産・販売業	農産物の生産管理及び販売業務
-----------	----------------

(8) 主要な営業所

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
京 浜 事 業 部	東 京 都 大 田 区
関 東 事 業 部	千 葉 県 千 葉 市
中 部 事 業 部	愛 知 県 名 古 屋 市
九 州 事 業 部	福 岡 県 北 九 州 市
海 運 事 業 部	東 京 都 中 央 区
東 京 陸 運 事 業 部	東 京 都 江 東 区

② 子会社

名 称	所 在 地
近 畿 港 運 株 式 会 社	大 阪 府 大 阪 市
イースタンマリンシステム株式会社	大 分 県 大 分 市
豊 前 久 保 田 海 運 株 式 会 社	福 岡 県 北 九 州 市
アヅマ・ロジテック株式会社	東 京 都 江 東 区
関 東 エ ア ー カ ー ゴ 株 式 会 社	埼 玉 県 さ い た ま 市
A Z M M A R I N E S . A .	パ ナ マ 共 和 国 パ ナ マ 市
タンデム・ジャパン株式会社	神 奈 川 県 横 浜 市
東華貨運代理（青島）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 青 島 市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
793名	3名減

(注) 従業員数には、臨時従業員257名が含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
545名	2名減

(注) 従業員数には、臨時従業員224名が含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,940百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,084百万円
株式会社みずほ銀行	1,226百万円
株式会社山口銀行	908百万円
株式会社日本政策投資銀行	886百万円
株式会社りそな銀行	721百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,923,000株（自己株式 582,673株含む）
- (3) 株 主 数 19,889名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	11,100千株	39.2%
鈴 与 建 設 株 式 会 社	3,800千株	13.4%
鈴 与 株 式 会 社	1,000千株	3.5%
む さ し 証 券 株 式 会 社	960千株	3.4%
株 式 会 社 商 船 三 井	880千株	3.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	622千株	2.2%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	400千株	1.4%
東 海 運 持 株 会	310千株	1.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	309千株	1.1%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	300千株	1.1%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除き、小数点第二位を四捨五入して計算しております。
2. 当社は、自己株式582,673株を保有しておりますが上記大株主から除いております。
 なお、自己株式には、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」の信託財産として、当該信託が保有する株式530,000株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要事項

当社は、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会の決議を経て、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）を対象に、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

2020年3月31日現在における役員向け株式交付信託が保有する当社株式は530,000株です。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
長 島 康 雄	代表取締役社長	監査部管掌	
前 田 安 彦	取締役常務執行役員	社長補佐、東京陸運事業部、 アグリ事業推進部担当	
菊 池 直 樹	取締役常務執行役員	営業本部長、海外企画部担当	
柳 田 祥 一	取締役常務執行役員	京浜事業部、中部事業部、 九州事業部担当	
斯 波 伸 宏	取締役常務執行役員	人事部、経理部、 関東事業部担当	
沖 倉 栄	取締役執行役員		近畿港運株式会社 代表取締役社長
松 井 伸 介	取締役執行役員	海運事業部担当	
小 熊 佳 司	取締役執行役員	京浜事業部長	
中 山 典 昭	取締役執行役員	企画管理部長、 コンプライアンス統括部担当	
彌 富 悠 子	取 締 役		加嶋法律事務所 弁護士
大 杉 秀 雄	取 締 役		公認会計士大杉秀雄事務所 公認会計士
松 本 一 朗	常 勤 監 査 役		
佐 藤 忠 弘	監 査 役		
滝 口 博 志	監 査 役		滝口博志税理士事務所 税理士
志々目 昌 史	監 査 役		志々目法律事務所 弁護士、 澁澤倉庫株式会社 社外監査役、 株式会社横河ブリッジホールデ ィングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役彌富悠子氏及び大杉秀雄氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松本一朗氏、滝口博志氏及び志々目昌史氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役彌富悠子氏及び大杉秀雄氏並びに監査役松本一朗氏、滝口博志氏及び志々目昌史氏は、東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。
4. 監査役松本一朗氏は、太平洋セメント株式会社の管理部門並びに小野田化学工業株式会社及び株式会社エーアンドエーマテリアルの経営において、長年にわたり経験を培われており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役滝口博志氏は、税理士として、専門的な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度末日後に、次のとおり異動がありました。

氏 名	会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
前 田 安 彦	取締役常務執行役員 社長補佐、東京陸運事業部担当	取締役常務執行役員 社長補佐、東京陸運事業部、 アプリ事業推進部担当	2020年4月1日
柳 田 祥 一	取締役常務執行役員 京浜事業部、中部事業部担当	取締役常務執行役員 京浜事業部、中部事業部、 九州事業部担当	同 上
沖 倉 栄	取締役常務執行役員 近畿港運株式会社 代表取締役社長	取締役執行役員 近畿港運株式会社 代表取締役社長	同 上
松 井 伸 介	取締役執行役員 海運事業部、九州事業部担当	取締役執行役員 海運事業部担当	同 上
中 山 典 昭	取締役執行役員 企画管理部、 コンプライアンス統括部担当	取締役執行役員 企画管理部長、 コンプライアンス統括部担当	同 上

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、600万円又は法令に定める最低限度額のうちいずれか高い額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	12名	241,102千円
監査役	4名	29,499千円
	(うち社外 5名)	35,967千円)

(注) 1. 上記の他、2019年4月1日から2020年3月31日までの期間において、使用人兼務役員に支払った使用人給与相当額は以下のとおりです。

取締役 3名 8,043千円

2. 上記の報酬等の額には、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会において、決議いただき導入した当社取締役（社外取締役を除く）を対象とした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」に基づき、当事業年度に計上した以下の役員株式報酬引当金繰入額が含まれております。

取締役 9名 18,151千円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の事業年度中の主な活動状況

取締役彌富悠子氏は、当期において開催された取締役会21回のうち21回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、当社の企業法務及び経営実務についての発言を行っております。

取締役大杉秀雄氏は、当期において開催された取締役会21回のうち20回に出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。

監査役松本一朗氏は、当期において開催された取締役会21回のうち21回に、また、監査役会17回のうち17回に出席し、主に他社の取締役としての経験を踏まえ、議案審議等に際し、適宜発言を行っております。

監査役滝口博志氏は、当期において開催された取締役会21回のうち20回に、監査役会17回のうち17回に出席し、必要に応じて、主に税理士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。

監査役志々目昌史氏は、監査役就任後、当期において開催された取締役会17回のうち16回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築及び改善についての発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

39,798千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39,798千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記の体制について、取締役会において決議しております。

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令遵守を確保するため、コーポレートガバナンスと有機的に一体となった内部統制システムを以下の方針に基づき整備するものとし、既存の規程、組織及び運用方法を継続的に改善いたします。

(1) 当社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款はもちろんのこと、経営理念、行動指針、社内規程をはじめ企業倫理を遵守し、自律的に管理できる企業風土を醸成するための体制を整備するものいたします。

具体的には、コンプライアンス規程、内部通報規程、コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンス委員会を中心に、計画の策定、その実施・確認、社内通報への対応、法令違反事件についての調査・是正措置及び再発防止策の実施並びにそのフォローアップ、社内教育などを行います。

また、当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、警察や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などと連携し、反社会的勢力の排除に協力いたします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、透明で公正な事業活動を行うため、法令、定款、証券取引所規則及び社内規程に基づき、情報を適切に管理できる体制を整備するものいたします。

具体的には、取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程、情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程などに基づき、文書をはじめ種々の情報を適切に取得、作成、処理、保管・保存及び廃棄いたします。

また、円滑な情報伝達のため、コンピュータシステム及びネットワークを整備・活用し、電子文書管理システムを導入するなど、情報が迅速且つ効率的に共有できる仕組みを整備していくものいたします。

さらに、当社は上場企業として、市場から信頼を得るため、東京証券取引所が定める適時開示規則及び社内にて定める情報開示基本方針に基づき、会社情報の適時・適切な開示を行うとともに、インサイダー情報についても、インサイダー情報管理規程に基づき適切に管理するものいたします。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業価値の最大化と継続的發展を阻害するリスクを適切にコントロールするとともに、リスクが顕在化した場合において、適切な活動をもって対応することにより、当社の被害を最小限とするため、リスク管理体制を整備するものいたします。

具体的には、リスク管理基本方針、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を推進組織として、その適切な運用を図るものといたします。

また、契約の締結にあたっては、法務担当部門が内容の審査を行うものといたします。

さらに、経理規程、防災規程、与信管理規程、情報セキュリティ基本規程、安全衛生管理規程などにより、個別の重大なリスクに対応するものといたします。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役による取締役会での意思決定、それに基づく職務執行及びその職務執行の監督が効率的に行われるよう、コーポレートガバナンスを適切に構築するとともに、職務執行に係る組織及び戦略に関する体制を整備するものといたします。

具体的には、意思決定については、取締役会規程及び経営会議規程に基づき、適正な手続きにより行うものといたします。また、経営会議を設置することなどで、意思決定が効率的に行われる仕組みといたします。

職務執行については、業務規程、職務権限・責任規程に基づき、本部・部・室・事業部などの組織を整備するとともに、代表取締役から各ライン、末端までの業務の委任関係について責任と権限を明確にし、職務執行が適切かつ有効に実施できる体制といたします。また、当社は、経営戦略を具体化するために、中期経営計画を策定し、それを事業年度ごとの年度計画に落とし込み、予算制度や人事制度とリンクした形で各組織に下方展開するものといたします。

各組織の職務執行については、内部監査規程に基づき、内部監査部門が、内部監査組織として監査を行うことなどにより、その適切性・有効性を確保するものといたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における内部統制システム

当社は、当社グループ各社の自立性を尊重する中で、経営戦略を共有化し、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備するものといたします。

①当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程により、子会社の財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について当社への定期的な報告を義務付けるものといたします。

また、子会社社長が出席する各種会議体などの場を利用し、情報交換を行う中でグループ経営を推進するものといたします。

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理委員会を開催し、子会社におけるリスクの把握及び管理に努めるものといたします。

子会社は、重大な危機が発生した場合、直ちに当社のリスク管理委員会に報告し、当社は事案に応じた支援を行うものといたします。

また、子会社は、リスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してリスク管理に関する研修などを行うものといたします。

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営の円滑且つ確実な推進のため当社における子会社の担当取締役及び所管部署を選任し、子会社との密接な連携のもと、必要な助言・提言を行うものいたします。

また、当社はグループ中期経営計画を策定し、子会社に展開し、グループ全体の効率的な運営を行うものいたします。

④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社より取締役又は監査役を子会社に配置し、子会社の役職員の業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査部門による内部監査を実施することにより、業務の適正を確保するものいたします。

また、子会社は、法令遵守に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修などを行うものいたします。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助するための使用人を置くことを求められた場合、その請求の趣旨を尊重し、適切に対応するものいたします。

(7) 当社の監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、監査役監査が適正に行われるよう、取締役からの独立性を確保するものいたします。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、当該使用人の異動、処遇、懲戒について監査役と事前協議のうえ、実施するものいたします。

(9) 当社の監査役に報告するための体制

①当社の役職員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社は、監査役監査が適時・適切な情報に基づき行われることを担保するため、必要な情報をタイムリーに監査役に対し報告できる体制を整備するものいたします。

具体的には、監査役が経営会議などの重要な会議に出席できる体制とするものいたします。

また、決裁書、重要な報告書・議事録などを監査役が回覧・閲覧する仕組みとするものいたします。

さらに、監査役が、C S R 統括委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機対策本部などにオブザーバーとして出席できるものとし、会社に生じた重要な事実についても、監査役に対して迅速に報告できる体制とするものいたします。

②当社の子会社の役職員及び役職員より内部通報を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役職員がその業務執行に関し監査役から報告を求められた場合、迅速に報告できる体制を整備するものいたします。

また、コンプライアンス委員会は、子会社の役職員からの内部通報について、監査役に迅速に報告するものいたします。

(10) 前項の内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、子会社の役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないものいたします。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士、その他の社外専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担するものいたします。

(12) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との情報交換を適宜行い、監査役が監査を行う上で必要な意見、要望、提案などを提出できる体制を整備するものいたします。

具体的には、取締役会、経営会議の席上はもちろん、日常において、監査役と取締役とが適宜情報交換できる環境を整備するものいたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を定例開催し、当社グループのコンプライアンスの遵守の状況を定期的に確認し、継続的な改善を図るとともに、従業員を対象にコンプライアンスに関する教育を実施し、コンプライアンスの意識の向上を図りました。

また、当社は内部通報規程により内部通報窓口を設置し、法令違反その他のコンプライアンス違反に関する通報を可能とすることによりコンプライアンスの実効性の確保を図りました。

(2) 当社の取締役の職務執行の情報の保存及び管理に対する取組み

当社は、取締役会議事録、付議書その他の職務執行に関する文書について、法令及び社内規程に基づき、情報の適切な保存、管理を行いました。

(3) リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理委員会を定例開催し、当社グループのリスク管理の状況を定期的に確認し、的確に対応いたしました。

(4) 当社の取締役の職務執行の適正及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月に1回以上開催し、法令、定款及び社内規程に定められた職務執行に係る重要事項を審議し、決定するとともに経営の透明性、健全性を図りました。

(5) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営を管理するとともに、当社の内部監査部門によるグループ会社の業務監査を定期的を実施し、業務の適正性を確保しました。

当社は、グループ会社の経営責任者を含めた経営会議を定例開催し、経営状況の把握や重要事項の検討を行いました。

(6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

当社の監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査実施基準に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、会計監査人、内部監査部門と連携することで、監査の実効性の向上を図りました。

【備考】

百万円単位及び千円単位の記載金額並びに千株単位の株式数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	11,874,219
現金及び預金	3,685,869
受取手形及び営業未収金	6,891,076
たな卸資産	143,990
その他	1,160,573
貸倒引当金	△7,290
固定資産	24,156,514
有形固定資産	19,386,301
建物及び構築物	5,048,681
機械装置及び運搬具	163,341
船舶	2,146,457
土地	10,361,762
リース資産	1,202,759
建設仮勘定	412,633
その他	50,664
無形固定資産	1,736,787
リース資産	288,620
その他	1,448,167
投資その他の資産	3,033,425
投資有価証券	2,391,411
長期貸付金	260,877
長期前払費用	49,386
その他	375,591
貸倒引当金	△43,841
資産合計	36,030,733

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	11,367,655
営業未払金	4,365,459
短期借入金	4,310,468
リース債務	549,807
未払法人税等	35,797
賞与引当金	383,112
その他	1,723,010
固定負債	9,674,411
長期借入金	5,128,841
長期末払金	717,603
リース債務	1,385,028
繰延税金負債	300,797
特別修繕引当金	69,065
退職給付に係る負債	1,470,731
役員株式報酬引当金	18,151
資産除去債務	360,175
その他	224,018
負債合計	21,042,066
(純資産の部)	
株主資本	14,832,310
資本金	2,294,985
資本剰余金	1,483,467
利益剰余金	11,377,029
自己株式	△323,171
その他の包括利益累計額	103,635
その他有価証券評価差額金	228,028
為替換算調整勘定	14,571
退職給付に係る調整累計額	△138,964
非支配株主持分	52,720
純資産合計	14,988,667
負債純資産合計	36,030,733

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
物流事業収益	29,882,211	
海運事業収益	11,423,972	
不動産事業収益	423,399	
その他事業収益	276,228	42,005,812
営業費用		
物流事業費用	27,542,541	
海運事業費用	10,551,827	
不動産事業費用	115,657	
その他事業費用	239,234	38,449,262
営業総利益		
物流事業総利益	2,339,669	
海運事業総利益	872,145	
不動産事業総利益	307,741	
その他事業総利益	36,993	3,556,549
販売費及び一般管理費		3,113,960
営業利益		442,589
営業外収益		
受取利息	13,447	
受取配当金	80,304	
受取賃貸料	35,928	
その他	37,107	166,787
営業外費用		
支払利息	94,043	
コミットメントフィー	3,970	
持分法による投資損失	368	
為替差損	4,750	
その他	18,745	121,879
経常利益		487,496

(単位：千円)

科 目	金 額	
特別利益		
固定資産売却益	7,935	107,347
投資有価証券売却益	3,419	
ゴルフ会員権売却益	420	
災害による保険金収入	6,723	
国庫補助金	88,849	
特別損失		
固定資産処分損	109,441	158,452
リース解約損	3,989	
減損損失	27,752	
関係会社株式評価損	2,399	
関係会社株式売却損	3,918	
災害による損失	10,951	
税金等調整前当期純利益		436,392
法人税、住民税及び事業税	120,258	163,051
法人税等調整額	42,793	
当期純利益		273,341
非支配株主に帰属する当期純利益		678
親会社株主に帰属する当期純利益		272,662

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,294,985	1,473,797	11,244,478	△313,501	14,699,760
当期変動額					
剰余金の配当			△140,111		△140,111
親会社株主に帰属する当期純利益			272,662		272,662
自己株式の取得				△159,000	△159,000
自己株式の処分		9,669		149,330	159,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	9,669	132,550	△9,669	132,550
当期末残高	2,294,985	1,483,467	11,377,029	△323,171	14,832,310

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	477,697	9,483	△172,543	314,637	52,192	15,066,590
当期変動額						
剰余金の配当				-		△140,111
親会社株主に帰属する当期純利益				-		272,662
自己株式の取得				-		△159,000
自己株式の処分				-		159,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△249,669	5,087	33,579	△211,002	528	△210,473
当期変動額合計	△249,669	5,087	33,579	△211,002	528	△77,922
当期末残高	228,028	14,571	△138,964	103,635	52,720	14,988,667

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	9,192,521
現金及び預金	1,989,075
受取手形	494,877
営業未収金	5,411,082
たな卸資産	135,907
前払費用	71,214
短期貸付金	249,197
未収入金	173,411
未収還付法人税等	86,706
未収還付消費税等	174,635
仮払金	94,616
立替金	316,745
貸倒引当金	△4,948
固定資産	22,167,336
有形固定資産	16,581,780
建物	4,525,572
構築物	455,875
機械装置	102,758
船舶	51,331
車両運搬具	55,324
工具、器具及び備品	46,634
土地	9,978,674
リース資産	952,975
建設仮勘定	412,633
無形固定資産	1,682,450
借地権	1,316,086
電話加入権	19,808
ソフトウェア	56,179
施設利用権	8,083
リース資産	282,292
投資その他の資産	3,903,105
投資有価証券	1,815,665
関係会社株式	893,447
出資金	9,392
関係会社出資金	102,508
長期貸付金	807,669
長期前払費用	48,944
その他投資	264,764
貸倒引当金	△39,286
資産合計	31,359,857

(単位：千円)

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	10,280,413
営業未払金	3,790,964
短期借入金	2,520,000
一年以内返済長期借入金	1,612,000
リース債務	432,851
未払金	140,084
未払法人税等	32,518
未払費用	394,774
前受金	134,561
預り金	881,718
賞与引当金	338,000
その他	2,939
固定負債	7,729,804
長期借入金	3,677,500
リース債務	1,219,945
長期未払金	713,071
長期預り保証金	198,474
繰延税金負債	397,908
退職給付引当金	1,118,371
役員株式報酬引当金	18,151
特別修繕引当金	875
資産除去債務	360,175
その他	25,331
負債合計	18,010,217
(純資産の部)	
株主資本	13,122,782
資本金	2,294,985
資本剰余金	1,515,694
資本準備金	1,505,865
その他資本剰余金	9,829
利益剰余金	9,635,273
利益準備金	300,000
その他利益剰余金	9,335,273
配当準備積立金	280,000
土地圧縮積立金	1,902,558
固定資産圧縮積立金	358,587
別途積立金	3,900,000
繰越利益剰余金	2,894,128
自己株式	△323,171
評価・換算差額等	226,857
その他有価証券評価差額金	226,857
純資産合計	13,349,640
負債純資産合計	31,359,857

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
物流事業収益	23,341,128	
海運事業収益	11,423,972	
不動産事業収益	457,173	
その他事業収益	276,238	35,498,512
営業費用		
物流事業費用	21,383,120	
海運事業費用	10,677,970	
不動産事業費用	116,157	
その他事業費用	239,403	32,416,652
営業総利益		
物流事業総利益	1,958,007	
海運事業総利益	746,002	
不動産事業総利益	341,015	
その他事業総利益	36,834	3,081,860
販売費及び一般管理費		2,778,008
営業利益		303,851
営業外収益		
受取利息	20,442	
受取配当金	95,806	
受取賃貸料	35,848	
その他	48,026	200,123
営業外費用		
支払利息	57,667	
コミットメントフィー	3,970	
その他	19,641	81,279
経常利益		422,695

(単位：千円)		
科 目	金	額
特別利益		
固定資産売却益	5,833	
投資有価証券売却益	3,419	
関係会社株式売却益	3,390	
災害による保険金収入	5,333	
国庫補助金	88,849	106,826
特別損失		
固定資産処分損	109,391	
リース解約損	417	
関係会社株式評価損	2,399	
災害による損失	9,317	121,526
税引前当期純利益		407,995
法人税、住民税及び事業税	123,694	
法人税等調整額	42,274	165,969
当期純利益		242,026

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,294,985	1,505,865	159	1,506,024	300,000	9,233,359	9,533,359
当期変動額							
剰余金の配当				－		△83,430	△83,430
剰余金の配当 (中間配当)				－		△56,680	△56,680
当期純利益				－		242,026	242,026
自己株式の取得				－			－
自己株式の処分			9,669	9,669			－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				－			－
当期変動額合計	－	－	9,669	9,669	－	101,914	101,914
当期末残高	2,294,985	1,505,865	9,829	1,515,694	300,000	9,335,273	9,635,273

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△313,501	13,020,867	470,474	470,474	13,491,342
当期変動額					
剰余金の配当		△83,430		－	△83,430
剰余金の配当 (中間配当)		△56,680		－	△56,680
当期純利益		242,026		－	242,026
自己株式の取得	△159,000	△159,000		－	△159,000
自己株式の処分	149,330	159,000		－	159,000
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		－	△243,616	△243,616	△243,616
当期変動額合計	△9,669	101,914	△243,616	△243,616	△141,702
当期末残高	△323,171	13,122,782	226,857	226,857	13,349,640

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配当準備 積立金	土地圧縮 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
当期首残高	280,000	1,884,899	340,488	3,900,000	2,827,971	9,233,359
当期変動額						
剰余金の配当					△83,430	△83,430
剰余金の配当（中間配当）					△56,680	△56,680
土地圧縮積立金の積立		17,658			△17,658	－
固定資産圧縮積立金の積立			43,954		△43,954	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△25,854		25,854	－
当期純利益					242,026	242,026
自己株式の取得						－
当期変動額合計	－	17,658	18,099	－	66,156	101,914
当期末残高	280,000	1,902,558	358,587	3,900,000	2,894,128	9,335,273

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

東 海 運 株 式 会 社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 礼 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 田 明 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東 海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東 海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

東 海 運 株 式 会 社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 礼 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 田 明 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東 海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

東 海運株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 松 本 一 朗 ㊟

監 査 役 佐 藤 忠 弘 ㊟

社 外 監 査 役 滝 口 博 志 ㊟

社 外 監 査 役 志々目 昌 史 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ3階
Fタワープラザホール



- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」 下車5番出口より徒歩5分
- 東京メトロ日比谷線「人形町駅」 下車A2出口より徒歩6分
- 都営浅草線「人形町駅」 下車A3出口より徒歩7分
- 都営新宿線「浜町駅」 下車A2出口より徒歩5分

※ 日比谷線「人形町駅」A1出口は改装工事に伴い、現在閉鎖中です。
※ 駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。